

遺族請求手続きについて

建退共は、建設業で働く労働者のための退職金積み立て制度です。

建設業を引退された時等に被共済者からの請求手続きによりご本人様へ支払われますが、お亡くなりになった時のみご遺族の方に受け取っていただくこととなっています。

※請求順位（請求人となっていただく方）が決まっていますのでご確認ください。



1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹
7. その他の親族

◇ 配偶者が請求第1順位となるため、お子様等第2順位以下の方が請求人となることはできません。

退職金請求に原則必要な書類

- ① 退職金請求書（様式第007号）※用紙の両脇にオレンジ色の線が入っています。
- ② 共済手帳（積み立てが250日以上あること！）※紛失の場合はご相談下さい。
- ③ 請求人の住民票（個人番号記載あり）※発行日から3か月以内の**原本**が必要です。
- ④ 被共済者の住民票除票（個人番号記載あり）※死亡日が記載されたもの。**原本**が必要です。
- ⑤ 請求人の運転免許証のコピー（両面）※持っていない場合は健康保険証・年金手帳のコピー等。
- ⑥ 戸籍謄本（**原本**）※市町で取得する際は、確認内容を窓口でお伝えください。

確認内容： ご本人様の死亡日

配偶者について

※取得していただいた戸籍謄本だけでは確認ができない場合は、追加で取得をお願いすることがございます。

- ⑦ 通帳の表と見開き（氏名・口座番号記載ページ）のコピー
- ⑧ 別紙「配偶者関係の疎明資料一覧」に記載の書類

◇ ③及び④住民票に個人番号（マイナンバー）の記載がない場合は、どちらかが追加が必要です。

マイナンバーカード（顔写真があるもの）のコピー（両面）

通知カード（緑色のカード）のコピー

※被共済者の個人番号（マイナンバー）が記載された書類がない場合は、その旨をメモ等で記載ください。

不明な点がございましたら、お問合せ下さい。その際は、被共済者番号（手帳番号）をお知らせください。

配偶者関係の疎明資料一覧

ア 居住の状況（被共済者と配偶者が同一住所である証明）

- ① 住民票除票
- ② 通知カード（2020年5月25日以降は住所変更のないもの）
- ③ 個人カード
- ④ 運転免許証
- ⑤ 健康保険証
- ⑥ パスポート（2020年2月3日以前発行のもの）
- ⑦ 身体障害者手帳
- ⑧ 療育手帳
- ⑨ 精神障害者保険福祉手帳
- ⑩ 在留カード＋外国パスポート
- ⑪ 給与所得の源泉徴収票
- ⑫ 退職所得の源泉徴収票
- ⑬ 公的年金等の源泉徴収票

※被共済者と配偶者の住所が異なっている場合は、その理由が確認できる書類を含む。

イ 家計の状況

- ① 給与所得の源泉徴収票（扶養になっている確認）
- ② 預金口座の入出金確認書類
- ③ 請求人が受取人となっている保険証書（生命保険等）
- ④ 遺族年金証書
- ⑤ 死亡被共済者が請求人の公共料金を負担していたことを証する領収証等
- ⑥ 死亡被共済者名義の自動車（車検証）について申請者が使用していることを証する書類（自動車保険証券）
- ⑦ 退職者名義の預金通帳、クレジットカード
- ⑧ 葬儀費用の配偶者宛領収書（但し書きに被共済者の明記のあるもの）